

《論説・動向》

## 議員と勲章 ——フランス第三共和政前期（1870-1914年）におけるレジオン・ ドヌール叙勲議員——

谷口 良生

### はじめに

拙著『議会共和政の政治空間』では、第三共和政前期のブーシュ＝デュ＝ローヌ県を舞台に国会のみならず地方議会にまで広がりうる「議会政治の空間」を描くとともに、その主体のひとつをなした議員たちの姿を議員事典としてまとめた<sup>1</sup>。それを眺めると、彼らのなかにはフランス第一の勲章であるレジオン・ドヌール（「名誉の軍団」）の叙勲者が多いことがわかる。これを足がかりに、議員たちにとって名誉とは何か、名誉は議会政治の世界でいかなる意味をもったのかを明らかにしたいと考えたのが、本稿の背景である<sup>2</sup>。

レジオン・ドヌールはかつてアンシャン・レジームの残滓という見方が強かったために、その歴史研究は勲章自体の知名度に比して低調であった。先行研究者ブリュノ・デュモンは「近年までレジオン・ドヌールの歴史研究は[...]大学の研究者のあいだで特有の関心をほとんどあるいはまったく引かず、その研究はレジオン・ドヌールの周年に集中していると指摘する<sup>3</sup>。たとえば、百周年（1902年）前後には、アルフォンス・オラルによる研究、二百周年（2002年）前後には、雑誌『ラ・ファレール』（古代ローマの円形勲章の意）創刊号での特集「ナポレオンとレジオン・ドヌール」やジャン・チュラールらによる論文集を中心に、集中的に概説書や成果が刊行された<sup>4</sup>。とくに二百周年前後の諸成果が現在のレジオ

<sup>1</sup> 拙著『議会共和政の政治空間——フランス第三共和政前期の議員・議会・有権者たち——』京都大学学術出版会、2023年。

<sup>2</sup> 以下に代表される19世紀フランス社会における名誉研究や近年の感情史研究（とくに感情としての名誉）も同様に問題関心の背景をなす。Robert A. NYE, *Masculinity and Male Codes of Honor in Modern France*, Oxford University Press, New York, 1993; William M. REDDY, *The Invisible Code: Honor and Sentiment in Postrevolutionary France, 1814-1848*, University of California Press, Berkeley, 1997. ウーテ・フレーフェルト（櫻井文子訳）『歴史の中の感情——失われた名誉／創られた共感——』東京外国語大学出版会、2018年。

<sup>3</sup> Bruno DUMONS, *Les « saints de la République » : Les décorés de la Légion d'honneur (1870-1940)*, La Boutique de l'Histoire, Paris, 2009, pp. 9-10.

<sup>4</sup> Léon AUCOC, *La Discipline de la Légion d'honneur et le contrôle des nominations*, Alphonse Picard, Paris, 1890; Id., *La Discipline de la Légion d'honneur*, Bureaux de la Revue politique et parlementaire, Paris, 1895; Louis BONNEVILLE DE MARSANGY, *La Légion d'honneur, 1802-1900*, Librairie Renouard, Paris, 1900; Alphonse AULARD, « Le centenaire de la Légion d'honneur », *Revue de Paris*, 1902, pp. 539-566; « Napoléon et la Légion d'honneur », *La Phalère*, 1, 2000, pp. 1-341; Jean TULARD, François MONNIER et Olivier ECHAPPÉ, *La Légion d'honneur : Deux siècles d'histoire*, Perrin, Paris, 2004; Bruno DUMONS et Gilles POLLET (dir.), *La fabrique de l'honneur : Les médailles et les décorations en France, XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècles*, Presses universitaires de Rennes, Rennes, 2009; Anne DE CHEFDEBIEN et Bertrand GALIMARD FLAVIGNY, *La Légion d'honneur : Un ordre au service de la Nation*, Gallimard, Paris, 2002; Pierre MIQUEL, *Deux siècles de Légion d'honneur*, Acropole, Paris, 2002; André DAMIEN, *Les Ordres de chevalerie et les décorations*, Mémoires et documents, Paris, 2002; Olivier ECHAPPÉ, « Deux siècles d'histoire de France : le

ン・ドヌール研究の基盤をなしている。これらはいずれもモノグラフというよりレジオン・ドヌールの歴史に関する基礎知識を提供するものであり、また、多くの研究は18世紀末から19世紀初頭の創設時に焦点をあてている（なお、日本語ではレジオン・ドヌールに関する個別研究はなく<sup>5</sup>、概説書などで創設期に言及される程度である<sup>6</sup>）。こうした状況のなか、第三共和政期のソーヌ＝エ＝ロワール県とヴァール県を対象に、レジオン・ドヌールを通じていかにして「共和国の聖人」とその名誉が創造されたかを問うデュモンによるモノグラフは、共和主義化の道具としてのレジオン・ドヌールの諸側面が網羅的に分析されており、本稿も多くを学んでいる<sup>7</sup>。

一方、議会史研究に目を移すと、対象者の来歴が記されるレジオン・ドヌールの史料はプロソグラフィときわめて相性がよいため、議員研究では各議員の伝記的情報のなかでレジオン・ドヌールの叙勲の如何についてしばしば言及される<sup>8</sup>。しかし、従来の議会史研究では、レジオン・ドヌールは情報提供者以上の地位を与えられず、それ自体が分析の俎上に載ることはほとんどなかったといつてよい。

以上のように、議員とレジオン・ドヌールの関係はこれまで十分に検討されてこなかったといえる。唯一、類似の方向性にあるデュモンの研究では多くの議員たちが登場するが、彼は議員にかぎられないレジオン・ドヌール叙勲者・候補者全体に関心を寄せるため、議会史との接合は目指されていない。そこで本稿では、今後の研究に向けて、近代フランスにおけるレジオン・ドヌールの展開を整理したうえで、第三共和政前期のブーシュ＝デュ＝ローヌ県の叙勲議員たちの姿を描く。そして、今後の研究の展望を述べてみたい。

## 1. 近代フランスとレジオン・ドヌール

本章では、レジオン・ドヌールが創設されるまでの展開をふまえたうえで、それが近代フランス社会においていかなる位置を占めたかを法制度的側面と社会的側面の双方からとらえたい。

---

bicentenaire de la Légion d'honneur (1802-2002) », *Le Gnomon, Revue internationale d'histoire du notariat*, 132, 2002 ; Jean-Paul BERTAUD, « La gloire et l'honneur », in : Michel BIARD (dir.), *Terminée la Révolution*, Amis du Vieux-Calais, Calais, 2002, pp. 73-81. こうした文献のほかにも研究ガイドも刊行されている。Laurence WODEY, *Guide des recherches en histoire de la Légion d'honneur*, éditions Monelle Hayot, Paris, 2002.

<sup>5</sup> 勲章に関する社会学的研究であつかわれることはあるが、いずれもレジオン・ドヌールを中心に据えてはいない。那珂馨『勲章の歴史』雄山閣出版、1973年。小川賢治『勲章の社会学』晃洋書房、2009年。

<sup>6</sup> たとえば、以下を参照。柴田三千雄ほか編『フランス史（世界歴史大系）』2、山川出版社、1996年、412-413頁。上垣豊『ナポレオン——英雄か独裁者か——』山川出版社、2013年、54-55頁。松嶋明男『図説 ナポレオン——政治と戦争、フランスの独裁者が描いた軌跡——』河出書房新社、2016年、74-75頁。

<sup>7</sup> DUMONS, *op. cit.*

<sup>8</sup> たとえば、以下のような研究がある。François NAUD, *Les Parlementaires de Loire-Inférieure sous la Troisième République*, Editions régionales de l'Ouest, Mayenne, 2009.

### 1-1. アンシャン・レジームの勲章とフランス革命

先行研究が指摘するところ、アンシャン・レジーム末期にはサン＝ミシェル勲章、サン＝テスプリ勲章、サン＝ラザール勲章、ノートル＝ダム・デュ・モン＝カルメル勲章、サン＝ルイ勲章という五つの勲章（騎士団<sup>9</sup>）があった<sup>10</sup>。このうち前から四つの勲章は基本的にカトリック貴族に授与される勲章（「貴族のなかに貴族、特権のなかに特権を作る」勲章<sup>11</sup>）であったが、それに対して相対的に民主的であり、売買世襲官職者にも開かれていたのがサン＝ルイ勲章である。しかし、アンシャン・レジーム期の勲章はおよそいずれも生まれによってエリートを統合する性格が強かったといっていよう<sup>12</sup>。

これらの王国褒章に打撃を与えたのはフランス革命であった<sup>13</sup>。1791年7月30日政令と1791年8月6日法によってサン＝ミシェル勲章とサン＝テスプリ勲章が、1792年10月15日政令によってサン＝ルイ勲章が廃されたように、アンシャン・レジーム期のすべての国家勲章は革命期に廃止されている。当時は、目指すべき平等で単一なナシオンと国家褒章は相入れないというのが基本的な論調であった。「貴族のなかに貴族」を作る勲章は封建的圧政の証であった<sup>14</sup>。しかし、その一方で単一で国民的な勲章を創出しようとする動きがあったこともたしかである。革命は「生まれの差異を忘れさせる」ような、平等を傷つけない勲章をまた求めてもいたのである。革命期の議会で、頓挫はしたものの、しばしば国家褒章が議題にあがったのはそのためであった。軍人を中心に個別に栄誉を授けることはたびたびあり、またマラーなどを「自由の殉教者」としたこともこの延長線上で理解することができる。

こうした革命期の試みは、一部の行為、集団、個人を対象とするものであり、恒常的なものではなかった。オラールは恒常的な制度によって平等であるべき国民にカーストが生まれるのを避けたと評し、アニュス・タルティエもこれらの試みは「かりそめで表面的」であったとしている<sup>15</sup>。そうしたなか、のちのレジオン・ドヌール創設の背景として重要なのがナポレオンによる「名誉剣（栄誉剣）」の授与であった<sup>16</sup>。ナポレオンは第一統領となる以前からイタリア戦役などで功をあげた軍人に「名誉剣」を授与していたが、彼が第一統領に就任したのち、「名誉剣」は革命暦8年ニヴォーズ4日（1799年12月25日）統領命令によって制度化された。ここにはすでにレジオン・ドヌールに通ずる市民的美徳たる「名誉」があ

<sup>9</sup> 「勲章」には騎士団の流れを汲む *ordre* と騎士団とは無関係に功績を褒賞する *décoration* があり、本稿であつかう勲章はいずれも前者にあたる。小川、前掲書、121-122頁。

<sup>10</sup> アンシャン・レジーム期の勲章については、以下を参照。Jean CHAGNIOT, « Les ordres royaux et chevalerie avant la Révolution », *La Phalère*, 1, 2000, pp. 17-24 ; Agnès TARTIÉ, « Les décorations dans la France révolutionnaire », *La Phalère*, 1, 2000, pp. 25-28 ; AULARD, *op. cit.*, pp. 539-541.

<sup>11</sup> *Ibid.*, p. 540.

<sup>12</sup> Jean-Paul BERTAUD, « La Révolution française et les récompenses nationales », in : TULARD, MONNIER et ECHAPPÉ, *op. cit.*, pp. 33-34.

<sup>13</sup> 革命期の状況については、以下を参照。DE CHEFDEBIEN et GALIMARD FLAVIGNY, *op. cit.*, p. 18-21 ; AULARD, *op. cit.*, pp. 541-550 ; BERTAUD, *op. cit.*, pp. 23-34.

<sup>14</sup> *Ibid.*, p. 24.

<sup>15</sup> AULARD, *op. cit.*, p. 550 ; TARTIÉ, *op. cit.*, pp. 32-33.

<sup>16</sup> 名誉剣については、以下を参照。ジェフリー・エリス（杉本淑彦、中山俊訳）『ナポレオン帝国』岩波書店、2008年、142頁。DE CHEFDEBIEN et GALIMARD FLAVIGNY, *op. cit.*, p. 21.

らわれているが、一方で「名誉剣」を含む革命期の試みはいずれも基本的に軍人のみを対象としていた。しかし、のちに成立するレジオン・ドヌールは軍人と同時に市民（文民）も顕彰の対象となっていく。

## 1-2. レジオン・ドヌールの創設

ナポレオンにとってレジオン・ドヌールは「名誉剣」の延長であり、本質的には軍事的なものであったが、同時に市民的でもあった。つまり、市民による共和国・政府への奉仕もその対象とならなければならず、きわめて政治的なものでもあったのである。革命による「個人主義」の進展に対して、アンシャン・レジーム期のような生まれではなく感情としての名誉<sup>17</sup>を核に、「新生フランスのすべての社会集団を混ぜ合わせるつぼ」としての役割がレジオン・ドヌールには期待されていた<sup>18</sup>。

レジオン・ドヌールの創設は革命暦 10 年フロリアル 29 日（1802 年 5 月 19 日）法によるが、同法は辛うじて成立したものであった。コンセイユ・デタからは軍人のみならず市民も授与の対象とするという従来の勲章とは異なる側面が批判の対象となり、護民院や立法院ではアンシャン・レジームの復活という印象を与えたために、いずれにおいてもわずかな賛成票多数で制定にこぎつけたのである<sup>19</sup>。

では、創設されたレジオン・ドヌールの制度的側面についてみてみよう<sup>20</sup>。「名誉の軍団」たるレジオン・ドヌールは大評定院と 15（のち 16<sup>21</sup>）の歩兵隊から構成される。団員の任命を司るのが大評定院であり、3 名の統領（うち第一統領が議長兼団長）にくわえ元老院、立法院、護民院、コンセイユ・デタからそれぞれ互選された 1 名ずつ計 7 名（終身のグラン＝トフィシエ）からなっていた（1803 年 12 月 20 日元老院決議以降は、互選ではなく提案された者から第一統領が選ぶ<sup>22</sup>）。一方、叙勲された者たちが団員となって構成するのが歩兵隊である。各歩兵隊は、7 名のグラン＝トフィシエ、20 名のコマンダン、30 名のオフィシエ、350 名のレジオネールからなる（ただし、この規定人数は遵守されていなかったという指摘もある<sup>23</sup>）。このとおり、レジオン・ドヌールには四つの勲等があり、勲等に応じた手当も示せば上からグラン＝トフィシエ（5,000 フラン）、コマンダン（2,000 フラン）、オフィシエ（1,000 フラン）、レジオネール（250 フラン）となる。

<sup>17</sup> 「感情としての名誉」は、ナポレオンによる創設時の演説「フランス人は革命の 10 年で変化させられていない。[...] 彼らが抱くのはただひとつの感情、名誉である。したがって、その感情に栄養を与えなければならず、勲章が必要なのである」（革命暦 10 年フロリアル 18 日）に顕著にあらわれている。AULARD, *op. cit.*, p. 556.

<sup>18</sup> BERTAUD, *op. cit.*, pp. 33-34 ; PETITEAU, *op. cit.*, pp. 37-38, 47-48.

<sup>19</sup> AULARD, *op. cit.*, pp. 556-561.

<sup>20</sup> 革命暦 10 年フロリアル 29 日法については、以下を参照。Bulletin des lois (BL), t. 6, 1802, pp. 319-323.

<sup>21</sup> 革命暦 10 年メシドール 13 日（1802 年 7 月 2 日）以降、16 に増加する。DE CHEFDEBIEN et GALIMARD FLAVIGNY, *op. cit.*, p. 26.

<sup>22</sup> *Ibid.*, p. 28.

<sup>23</sup> *Ibid.*, p. 44.

団員になるための任命基準は軍人と市民で異なる。軍人の場合は「自由のための戦争で国家に多大なる奉仕を行った軍人」であること、そして戦時における輝かしい活躍や25年間の兵役期間（戦時中の兵役期間は2倍で計算される）が求められた。他方で市民の場合、「その知識、才能、徳によって共和国の原理を打ち立てる、ないし擁護するのに貢献した、あるいは正義ないし公行政を愛させ尊敬された市民」であること、立法職、外交、行政、司法、科学で国家への多大なる奉仕を行ったことが要求される。ただし、市民として任命される場合でも、居住地の国民衛兵への参加と25年間の職務従事が求められる。

### 1-3. 19世紀前半から半ばにかけてのレジオン・ドヌールの展開

1804年にはじまる第一帝政にも当然ながらレジオン・ドヌールが継承されていく。ナポレオンの1度目の退位（1814年4月）までに勲章は38,000人以上に授与され、その95%が軍人であった<sup>24</sup>。乱発によって社会的地位にとっての意味合いが低下したレジオン・ドヌールは「忠実な軍人に与えられるお飾り」になったとジェフリー・エリスは評している<sup>25</sup>。評価はさておき、ここでは軍事的な勲章という側面が依然強かったことを確認しておきたい。ナポレオンの退位後から百日天下にかけては、一時的な混乱を経験する。すなわち、フランスへと帰還した皇帝と亡命した国王の双方から叙勲が行われる事態となったのである<sup>26</sup>。

混乱もありながら、王政が復古すると、アンシャン・レジームの王国勲章が復活し、また新たな王国勲章も創設された<sup>27</sup>。そのため、国家勲章としてのレジオン・ドヌールの地位は相対的に低下した。しかし、復古王政はレジオン・ドヌールを維持し、さらには近代フランスにおけるレジオン・ドヌールのあり方を定めることになる1816年3月26日王令を制定した<sup>28</sup>。同王令によって大きな変更がくわえられ、たとえば、現在まで続くグラン＝クロワ、グラン＝トフィシエ、コマンドゥール、オフィシエ、シュヴァリエという5段階の勲等はここで定められた。また、大評定院を廃して総裁が率いる賞勲局が設けられた。競合しうる勲章はありながらも、総裁や賞勲局の努力によって1830年時点で約40,000の団員を数えた<sup>29</sup>。

そして、レジオン・ドヌールがふたたび国家第一の勲章に返り咲くのが七月王政期であった。復古王政が復活させた、あるいは新たに設けた王国勲章は七月王政によって廃止され、以降、レジオン・ドヌールの地位は揺るがなくなる<sup>30</sup>。いまだ国民衛兵の肩書を要するものの、ブルジョワ王政のもとでレジオン・ドヌールはそれまでよりも社会的・職業的に多様な軍団へと変容していった。団員約47,000のうち約12,000が市民によって占められ、徐々に

<sup>24</sup> エリス、前掲書、143頁。

<sup>25</sup> 同書、143頁。

<sup>26</sup> Laurent JULLIEN, « Les brevets de la Légion d'honneur, 200 ans d'histoire de France », *Acomarin*, 233, 2017, p. 25.

<sup>27</sup> André DAMIEN, « La Légion d'honneur face aux nouvelles décorations des XIX<sup>e</sup> et XX<sup>e</sup> siècles », in : TULARD, MONNIER et ECHAPPÉ, *op. cit.*, pp. 95-99.

<sup>28</sup> DE CHEFDEBIEN et GALIMARD FLAVIGNY, *op. cit.*, p. 52. 1816年3月26日王令については、以下を参照。BL, t. 2, 1816, pp. 441-454.

<sup>29</sup> DE CHEFDEBIEN et GALIMARD FLAVIGNY, *op. cit.*, p. 53 ; DUMONS, *op. cit.*, pp. 17-18.

<sup>30</sup> DAMIEN, *op. cit.*, p. 97.

多様性の点でナシオンを反映するようになっていったのである<sup>31</sup>。

二月革命では、勲章それ自体が問題視された大革命と同様に、レジオン・ドヌールへの批判もみられたが、新たに成立する第二共和政ではレジオン・ドヌールが維持され、ルイ＝ナポレオン・ボナパルトが大統領となって以降、重要な改革すら行われていく<sup>32</sup>。それを3点にまとめるならば次のとおりである。すなわち、①大評定院の一時的復活（1851年3月24日）、②「レジオン・ドヌール法典」（1852年）の制定、③レジオン・ドヌール賞勲局管轄での軍功章の創設（1852年1月22日）である。続く第二帝政にかけて、レジオン・ドヌールは職人や実業家、社会事業に対しても授与され、近代的な活動も対象に取り込んでいくようになっていった<sup>33</sup>。

## 2. プーシュ＝デュ＝ローヌ県の議員たちとレジオン・ドヌール

第三共和政前期の議員とレジオン・ドヌールについて素描を試みる本章では、まず第三共和政前期のレジオン・ドヌールについて前章から引き継ぎながら整理したうえで、プーシュ＝デュ＝ローヌ県の事例から叙勲された議員像とその具体的な姿を明らかにしたい。

### 2-1. 「レジオン・ドヌール法典」と社会的拡大

第三共和政期におけるレジオン・ドヌールの制度的根幹をなすのは、1852年3月16日国家組織政令、上述の「レジオン・ドヌール法典」である<sup>34</sup>。その概要を示してみよう。

軍団の中樞をなすのは総裁率いる賞勲局である。賞勲局は、総裁、事務局長、勲章会議からなる。総裁は報告や政令案（レジオン・ドヌールの任命・昇進は政令による）、予算案などを国家元首に提出し、軍団を指揮・監督する。総裁が毎月招集する勲章会議は、総裁、事務局長、書記、10名の団員（2年で半数更新、再任可）からなり、予算の分配や決算などを審議した。賞勲局はこれにくわえてレジオン・ドヌール年報を刊行していた。

レジオン・ドヌールの勲等は上位からグラン＝クロワ、グラン＝トフィシエ、コマンドゥール、オフィシエ、シュヴァリエの5段階である。グラン＝クロワは80人と定められ、年3,000フランの手当を受け取り、グラン＝トフィシエを受勲してから5年経過で任命の権利を得る。同様に各勲等の人数、手当、条件を記せば、グラン＝トフィシエが200人、年2,000フラン、コマンドゥールで3年経過、コマンドゥールが1,000人、年1,000フラン、オフィシエで2年経過、オフィシエが4,000人、年500フラン、シュヴァリエで4年経過となる。シュヴァリエは人数制限がなく、手当は年250フランであった。下位のものを経ずに上位の勲等を受勲することはできない。各勲等の人数上限を超過した場合、2の空席に対して1名

<sup>31</sup> DE CHEFDEBIEN et GALIMARD FLAVIGNY, *op. cit.*, pp. 54-55.

<sup>32</sup> *Ibid.*, p. 58-59.

<sup>33</sup> *Ibid.*, p. 60.

<sup>34</sup> 1852年3月16日国家組織政令については、以下を参照。BL, t. 9, 1852, pp. 677-685.

を任命することで調整される。経過年数については、戦役への参加期間は2倍で計算される(1年につき1戦役まで)。しかし、戦時での活躍や負傷、平時での市民・軍人の特別奉仕や学芸によっては、経過年数を満たさずとも任命・昇格の可能性があった。

団員になるには、市民、軍人ともに20年間の職務従事が求められた。この条件を満たし、かつ叙勲に値すると判断される人物の名簿を各大臣(省庁ごとに割当数が決められる)が総裁に提出し、それをもとに最終的に総裁が国家元首の承認を諮るのである。実際には、大臣が名簿を作成するというよりも、知事が郡長や市町村長、地方議会や地元国会議員、何らかの団体などから情報・推薦を集めて候補者名簿や一覧を作成し、各省庁の割当数を参考に任意の省庁に送付していた<sup>35</sup>。晴れて認められた新入団員は、入団に際し以下を宣誓する。「大統領、名誉、そして祖国に忠誠を誓います。国家の利益に対して全身をもって奉仕すること、勇敢で忠実なレジオン・ドヌールの騎士の義務を果たすことを誓います」。

第三共和政期にはこの「法典」が基礎をなすが、とはいえそれに対する修正がなかったわけではない。まず国防政府は1870年10月28日政令によってレジオン・ドヌールの叙勲を軍人に限定した。しかし、これは設立の精神に反するとして1873年7月25日法によって廃止されることになる<sup>36</sup>。他方、1872年4月25日法によって、現職の国会議員は、戦争に関する功績を除いて、レジオン・ドヌールの叙勲の対象外となった<sup>37</sup>。つまり、これ以降、国会議員がその任期中に新しく団員になったり、勲等を上昇したりすることは原則としてなくなったのである。ただし、国会議員になる以前に団員となった者は、昇格はしないものの、団員ではあり続け、他方で国会議員でなくなってからは任命・昇格はふたたび可能となる。また、地方議会議員は同法の対象ではない。そのため、後述の分析でも明らかになるように、国会議員でも地方議会議員でも叙勲者は第三共和政期でも一定数存在する。いずれにせよ、本研究のように議員とレジオン・ドヌールの関係を考えるうえでは重要な法であるが、その分析については他日を期すこととして、ここではその背景として叙勲する側である政府に対して叙勲される側である「議員の尊厳と自律」を守るという意図を指摘しておきたい<sup>38</sup>。

第三共和政期の叙勲に目を向けてみると、団員数は第一次世界大戦までに徐々に50,000へと至り、大戦直後でその倍に、政体末期の1940年ごろには200,000以上に達したという<sup>39</sup>。こうして、多くのブルジョワジーが軍団に取り込まれていった<sup>40</sup>。

<sup>35</sup> 地方での具体的な動向については、以下が詳しい。DUMONS, *op. cit.*, pp. 267-322.

<sup>36</sup> DE CHEFDEBIEN et GALIMARD FLAVIGNY, *op. cit.*, p. 62.

<sup>37</sup> 1872年4月25日法については、以下を参照。BL, t. 4, 1872, p. 386.

<sup>38</sup> *Journal officiel de la République française (JO)*, 4 février 1872, p. 815.

<sup>39</sup> DUMONS, *op. cit.*, pp. 18-19.

<sup>40</sup> DE CHEFDEBIEN et GALIMARD FLAVIGNY, *op. cit.*, pp. 62-64.

## 2-2. 叙勲議員とレジオン・ドヌール

第三共和政前期にブーシュ＝デュ＝ローヌ県から選出された国会議員と県議会議員は、のべ186名を数える。このうち、レジオン・ドヌール勲章を授与された者は66名にのぼる<sup>41</sup>。国会議員経験者では50名中17名、地方議会のみ経験した議員では136名中48名となり、ほぼ同じ割合を示す。これと並んで、ブーシュ＝デュ＝ローヌ県庁から叙勲候補者と目された国会議員と県議会議員が

少なくとも64名存在する<sup>42</sup>。これには最終的に叙勲された者とそうでない者の双方が含まれ、上記の66名と重複する前者を除いて後者のみを数えれば16名となる。候補者も含めて分析するのであれば、ひとまず検討の俎上にのぼる議員は82名となる。

叙勲議員66名の勲等から示せば、全員がシュヴァリエ、20名がオフィシエ、5名がコマンドゥールであり、それ以上の勲等叙勲者はいない。20名がオフィシエに昇格し、そのうちの5名がコマンドゥールまで至ったということになる。授与政体に目を向ければ、その多くは第三共和政（後期を含む）によって叙勲されている（シュヴァリエ章66名中60名、オフィシエ章20名中18名、コマンドゥール章5名中5名）が、わずかながら第三共和政以前の政体から叙勲されている者もいる（シュヴァリエ章で七月王政2名、第二帝政2名、残る2名は不明、オフィシエ章で第二帝政1名）。反対に第四共和政によって叙勲されたのはオフィシエ章1名であった。さらに、どの省庁による叙勲かも確認すれば表①のとおりとなる。内務省による叙勲がかなりの割合を占めるが、これは地方議会議員としての職務を理由に叙勲された者が多いためであり、叙勲議員の必然であるといえよう。ただし、すでに述べた省庁間の割当数の都合から、叙勲理由と叙勲省庁に密接な関係を見出すことにあまり積極的な意味はないといえる<sup>43</sup>。

レジオン・ドヌールに特有なこうした情報を確認したうえで、叙勲議員の人物像を浮かびあがらせたい。表②は、叙勲議員の出自と職業を示したものである。なお、全体に対して過剰・過少代表か否かを判断するために、あわせて対象議員186名全員の出自・職業も示している。これをみれば、出自に関してはおよそ全体をそのまま反映したかたちであることがわかる（全体では多い「不明」が叙勲議員では大きく減っていることが分析をむずかしくさせ

	Ch	O	Co		Ch	O	Co
内務	26	8	1	植民地	5	3	1
外務	0	1	0	公共事業	1	0	0
法務	5	1	0	郵政	0	0	1
財務	1	0	0	陸軍	6	3	1
商業	6	1	0	海軍	1	0	1
農業	6	1	0	年金	1	0	0
教育	1	1	0	不明	6	1	0
労働	1	0	0	計	66	20	5

\* Chはシュヴァリエ、Oはオフィシエ、Coはコマンドゥールの略。

表① 省庁別叙勲数

<sup>41</sup> のち第四共和政臨時政府の長として団長（グラン＝メートル）を務めたフェリクス・グアンを除く。

<sup>42</sup> ブーシュ＝デュ＝ローヌ県文書館所蔵のレジオン・ドヌール関係史料（人物ごとに整理されている）に残されている人物を「叙勲候補者と目された」者としている。なお、「少なくとも」と留保するのは、同県庁以外から推薦された者（同県文書館には史料が残らない）がいる可能性が一定程度残るためである。

<sup>43</sup> できるだけ多くの推薦者に勲章を得させるために、割当数をもとに知事が宛先の省庁を戦略的に選んでいたことはデュモンによって指摘されている。DUMONS, *op. cit.*, pp. 267-280.

ている)。一方、職業については明確に専門職が過剰代表、反対に中間層・民衆層が過少代表の傾向にある。ブーシュ＝デュ＝ローヌ県の議員たちは第三共和政の標榜する能力主義を体現する者が全体として多い<sup>44</sup>が、叙勲議員はこの傾向をより一層強めているといえよう。

		経済的ブルジョワジー						専門職					中間層						民衆層		計			
		地主・職業なし	軍人	聖職者	大商人	実業家	銀行家	法曹	医師・薬剤師	文筆家・ジャーナリスト	大学教授	上級公務員	中級管理職	技師	教師	専門職その他	商店主	下・中級公務員	職人	従業員		農民	労働者	その他・不明
出自	叙勲議員	2	4	1	5	5	1	2	1	0	1	0	1	1	1	1	17	1	6	0	6	1	9	66
		18						4					28						7		9			
	議員全体	19	8	1	15	8	1	13	12	2	1	1	1	1	3	2	40	7	17	2	8	2	22	
	52						29					73						10		22				
職業	叙勲議員	7	2	0	6	2	2	20	7	3	4	2	1	1	1	0	7	1	0	0	0	0	0	66
		19						36					11						0		0			
議員全体	28	2	0	12	11	2	46	23	11	5	3	2	3	7	1	18	7	1	2	0	0	2	186	
	55						88					41						0		2				

\*それぞれの区分については、以下を参照。拙著、92頁。

表② 叙勲議員の出自と職業

次に、彼らの政治的傾向を確認すれば、共和派が61名（保守共和派2名、穏健共和派21名、急進派・急進社会主義派30名、社会主義派8名）、保守派が3名（正統王朝派、ボナパルト派、オルレアン派各1名）となる。当時のブーシュ＝デュ＝ローヌ県は共和派が圧倒的に強いが、それでも過剰に代表されているのは明らかである。さらには、正統王朝派議員は初期の第三共和政（王党派多数の議会の時代）、ボナパルト派議員は第二帝政、オルレアン派議員は七月王政から叙勲されているため、第三共和政によって共和派以外の議員は叙勲されていないのである。ここには叙勲をめぐる政治を垣間見ることができるが、後述のとおり、実際に叙勲候補者の政治性はつとに調査されていた。

最後に叙勲時の年齢についてみてみると、叙勲時の平均年齢は勲等の低い方から約50.9歳、約55.8歳、60歳となり、およそ5歳刻みで昇格していることがわかる。最短でもシュヴァリエから4年でオフィシエに、そこから2年でコマンドゥールになるため、比較的スムーズな昇格であるといえよう（ただし、コマンドゥールについては母数が5名のみであり、慎重な判断を要する）。

以上から叙勲議員像を描くのであれば、彼らは能力主義を体現し、社会である程度の地位を確保しうる年齢の共和主義者であった<sup>45</sup>。

<sup>44</sup> 拙著、83-117頁。

<sup>45</sup> こうした像はデュモンの提示する「共和国の聖人」像とある程度合致する。DUMONS, *op. cit.*, pp. 69-263.

### 2-3. 長期にわたる議員職の経験

こうした像をふまえたうえで、最後に、叙勲議員と叙勲候補議員たちがいかにして勲章を獲得したのか、あるいは知事たちの目に留まったのか、いくつかの事例から素描し、今後の研究に向けた論点を析出したい。本節と次節では特筆すべき事例として、長期にわたる議員職の経験、軍事・戦争に関する活動、そして植民地に関する活動の三つをめぐる叙勲如何に目を向けよう。

レジオン・ドヌールは、市民的ないし軍事的な職に長期従事していることを基本的な叙勲条件とする。そのため、叙勲議員には長期にわたって議員職を務めていた者が多い。県議会議員でエギーユ町長であったルイ・アレクシがシュヴァリエ章を叙勲された1920年10月30日政令には次のようにある。「公教員（1884年）で1895年から公立学校校長。1898年にランブク小郡の県議会議員。1899年に県議会書記。1903年に県委員会委員、1904-1905年に県議会副議長。1910年7月24日に県議会議員。1918年から県委員会委員。1919年12月14日に県議会議員で1920年1月24日から県委員会委員長長。[...] 36年間の公的奉仕と22年間の選出職 [...]」<sup>46</sup>。長期にわたる教育職と議員職が名誉の対象とされたのである。推薦にあたって知事は彼を「県の献身的な奉仕者<sup>47</sup>」、「世俗学校の熱心な擁護者」とし、議員としてその大義のために活動する人物と評価した<sup>48</sup>。

この事例で注目すべきは「世俗学校の熱心な擁護者」と評されている点である。ここに特定の政治的志向を認めることができるが、それはほかの事例でより顕著である。たとえば、マルセイユなどの市議会議員や県議会議員を歴任したニコラ・エスティエを叙勲者に推薦するに際し、知事は彼を「県議会の最古参のひとり」で生え抜きの共和主義者として第一線にあったことと公平無私で献身的なことを高く評価する<sup>49</sup>。その一方で、ある政治的志向がネガティブにとらえられることも当然ながらあった。社会主義者である県議会議員ドミニク・デュヴェルジェに対して、知事はその知的さや学識の深さ、県行政とのよい関係を高く評価しながら、彼が統一社会党のミリタンのひとりで、ほかの社会主義派議員よりも有力であることを危惧していた（危惧されながらも最終的には叙勲される）<sup>50</sup>。

この点に関連して、候補者に関する史料からは政府側が世論を気にかけている姿が浮かびあがる。エスティエの叙勲に際して公共事業大臣は知事に次のように宛てている。「地域の世論が当該人物の任命をどのように受け取りそうか、とりわけこの選択によって、同地でエスティエ氏と同等あるいはそれ以上の立場にある人物で、かついまだ同じ勲章を受け取っていない者から反対が起きそうにないかどうかを知りたい<sup>51</sup>」。

<sup>46</sup> JO, lois et décrets (loi.), 31 octobre 1920, p. 17028.

<sup>47</sup> ADBdR, 1 M 118 (ALEXIS, Louis Vincent Léopold) (*Légion d'honneur, promotion du 2<sup>ème</sup> semestre 1920, promotion exceptionnelle, croix de chevalier*).

<sup>48</sup> ADBdR, 1 M 118 (ALEXIS, Louis Vincent Léopold) (*Projet d'avis du préfet*).

<sup>49</sup> ADBdR, 1 M 143 (ESTIER, Nicolas) (*Lettre du préfet au ministre des travaux publics*, 15 janvier 1927).

<sup>50</sup> ADBdR, 1 M 142 (DUVERGER, Dominique) (*Lettre du préfet au ministre des colonies*, 27 juillet 1923).

<sup>51</sup> ADBdR, 1 M 143 (ESTIER, Nicolas) (*Lettre du ministre des travaux publics au préfet*, 7 janvier 1927).

さて、議員職をめぐる叙勲でとくに注目されるのは、しばしばそれが集団的な様相を呈していたことである。マルセイユ市長で県議会議員のジョゼフ・バレは、市長としてマルセイユに完全な衛生体制をもたらしたことが高く評価されたが<sup>52</sup>、同時に、彼が議席を保持する県議会や県委員会もそれを後押ししていた<sup>53</sup>。たとえば県委員会は、1909年9月7日に会議外で集まり、委員長バレにコマンドゥール章を与える請願を可決したと知事に伝えている<sup>54</sup>。ラ・シオタ市長で県議会議員であるアダルベール・ガシオンの推薦にあたっては、彼に勲章を与えるようラ・シオタの労働派サークルや県委員会、市議会から知事のもとに手紙が宛てられている<sup>55</sup>。労働派サークルによる手紙は、彼の叙勲を住民が長く待っていること、彼の市民的な徳によって政敵すら彼を尊敬していることが述べられ<sup>56</sup>、市議会も彼への叙勲が市議会全員とラ・シオタの共和派住民による総意での願いとしている。末尾には19ほどの署名が確認される<sup>57</sup>。

## 2-4. 軍事・戦争、植民地に関する活動

第1章のとおり、レジオン・ドヌールの創設後しばらくは叙勲者の多くが軍人であった。19世紀を通じてその範囲は多様性を獲得するが、第三共和政期でも軍事的な活動に対する授与は多かった。それは議員たちも例外ではない。議員のなかには普仏戦争や第一次世界大戦などへの従軍や協力によって叙勲される者も一定数存在した。第一次世界大戦を例に概略を示せば、大戦中の下院議員605名中17名は従軍を主たる理由に死亡している<sup>58</sup>。また、本稿が対象とする議員186名のうち、管見の限りで7名が従軍していた<sup>59</sup>。このように従軍議員が存在し、そして落命した者が一定数いたのである。たとえば、下院議員の息子で自身も下院議員であったフレデリック・シュヴィヨンは、大戦開始後に志願して、第132歩兵連隊の少尉として前線に立ち、1915年2月21日、レ・ゼパルジュ（ムーズ県）にて戦死した（享年36歳）。大戦で戦死した4番目の下院議員であり、25日には下院議長ポール・デシ

<sup>52</sup> ADBdR, 1 M 93 (BARET, Félix) (*Légion d'honneur, promotion du 2<sup>ème</sup> semestre 1914, croix de commandeur*).

<sup>53</sup> 県議会からの働きかけについては、以下を参照。ADBdR, 1 M 93 (BARET, Félix) (*Lettre du préfet au président du conseil*).

<sup>54</sup> ADBdR, 1 M 93 (BARET, Félix) (*Commission départementale des Bouches-du-Rhône, Extrait du procès-verbal, séance du 7 septembre 1909*).

<sup>55</sup> 県委員会からの手紙については、以下を参照。ADBdR, 1 M 102 (GASSION, Adalbert Romain Fernand) (*Lettre du chef du secrétariat de la commission départementale des Bouches-du-Rhône au préfet, 8 juillet 1904*).

<sup>56</sup> ADBdR, 1 M 102 (GASSION, Adalbert Romain Fernand) (*Lettre du président du cercle du parti ouvrier de La Ciotat au préfet, 13 novembre 1904*).

<sup>57</sup> ADBdR, 1 M 102 (GASSION, Adalbert Romain Fernand) (*Lettre des membres du conseil municipal de La Ciotat au préfet*).

<sup>58</sup> 以下の議員事典をもとに計測している。Adolphe ROBERT et Gaston COUGNY (dir.), *Dictionnaire des parlementaires français : comprenant tous les membres des assemblées françaises et tous les ministres français depuis le 1<sup>er</sup> mai 1789 jusqu'au 1<sup>er</sup> mai 1889*, 5 vols., Bourloton, Paris, 1889-1891 ; Jean JOLLY (dir.), *Dictionnaire des parlementaires français : notices biographiques sur les ministres, sénateurs et députés français de 1889 à 1940*, 8 vols., Presses universitaires de France, Paris, 1960-1962.

<sup>59</sup> 拙著、469-554頁。

ヤネルが追悼演説を行った<sup>60</sup>。

議員による戦争参加は叙勲の理由のひとつとなっていた。たとえば、マルセイユ市長バレは普仏戦争の際に国民遊撃隊の大尉であったことが軍事的貢献として評されている<sup>61</sup>。また、大戦での従軍議員としては上院議員シメオン・フレシエールをあげることができる。この「貧民たちの医師」は大戦の開戦とともに上院議員でありながら13か月間軍医として従軍した。その最中にシュヴァリエ章を叙勲されている（1915年4月27日政令）。政令には「64歳でその年齢と状況にもかかわらず、1914年12月27日から前線に立つ。特筆すべき活動と勇気から、塹壕の兵士たちのもとに赴き、その存在と模範からみなに励ましを与えた」とある<sup>62</sup>。

こうした直接的な戦争参加のみならず協力的な活動も評価されている。オーバーニュ市長ジョゼフ・ラフォンは、普仏戦争に参加したのみならず、市長として軍事病院の設置に尽力・協力し、駐屯部隊に与えられた土地の整備に務めたとして知事から推薦された<sup>63</sup>。

最後に、植民地に関する活動をとりあげよう。マルセイユを擁するブーシュ＝デュ＝ローヌ県は植民地との関係が深い。そのため、植民地関係の活躍での叙勲議員が複数確認される。たとえば、のちの上院議員ジャン＝マリ・バイヨールは、「10年8か月の奉仕、うち5年6か月は海上ないし植民地での奉仕。セネガルでの並外れた奉仕<sup>64</sup>」でシュヴァリエ章（1880年8月1日政令）、「アフリカ西海岸、とくにフータ・ジャロン〔ギニアの一地域〕と大ベレドゥグ〔マリの一地域〕での諸任務中になされた卓越した奉仕<sup>65</sup>」でオフィシエ章（1889年7月13日政令）を叙勲されている。

特筆すべきは、マルセイユ植民地博覧会（1906年と1922年）での尽力である。県議会議員アントワーヌ・モレルは「マルセイユ植民地博覧会の際の並外れた奉仕」でシュヴァリエ章を叙勲されている（1908年7月17日政令）<sup>66</sup>。元国会議員のアンリ・ミシェルも「[...]マルセイユ植民地博覧会におけるダホメの委員」を務めたことでシュヴァリエ章を授与された（1923年8月12日政令）<sup>67</sup>。さらに、元県議会議員でのちの下院議員ジョゼフ・ヴィダルは、植民地博覧会の組織側を支え、その成功に協力したことが知事からの推薦理由となっている<sup>68</sup>。

<sup>60</sup> JO, Chambre des députés, débats parlementaires, 26 février 1915, p. 212.

<sup>61</sup> ADBdR, 1 M 93 (BARET, Félix) (*Légion d'honneur; promotion du 2<sup>ème</sup> semestre 1914, croix de chevalier*).

<sup>62</sup> JO, loi., 28 avril 1915, p. 2670.

<sup>63</sup> ADBdR, 1 M 159 (LAFOND, Joseph Antonin) (*Renseignements produits à l'appui d'un projet de décret tendant à nommer M. Lafond, Joseph, Chevalier de la Légion d'Honneur*).

<sup>64</sup> JO, 3 août 1880, p. 9057.

<sup>65</sup> JO, loi., 14 juillet 1889, p. 3376.

<sup>66</sup> JO, loi., 19 juillet 1908, p. 5103.

<sup>67</sup> JO, loi., 17 août 1923, p. 8161.

<sup>68</sup> ADBdR, 1 M 195 (VIDAL, Joseph Marius) (*Lettre du préfet au ministre des colonies, 21 juillet 1923*).

## おわりに

フランス革命は、アンシャン・レジームの勲章を廃止するとともに、単一的で国民的な勲章を必要とした。革命期の試みはすべて散発的であり、体系的なものとはならなかったが、1802年にナポレオンによるレジオン・ドヌールの創設につながっていった。創設当初は大部分が軍人であった団員も、フランス社会が近代化していくとともに社会的多様性を獲得していき、フランス第一の勲章の地位を確立していった。

レジオン・ドヌール勲章は議員にも多くの佩用者を持ち、それは第三共和政前期のブーシュー＝デュ＝ローヌ県も例外ではなかった。本稿では、叙勲議員やその候補議員の輪郭や具体的な姿を紹介するにとどめたが、議員とレジオン・ドヌール、ひいては議員たちにとっての名誉とは何であったのかを考えるうえで重要な論点はいくつか導かれているように思われる。たとえば、国会議員にレジオン・ドヌールの叙勲を禁じた1872年4月25日法とその後の法改革の動きや、ある候補者の叙勲を確実にするためにほかの議員たちが集団で県知事に働きかけるといった、議員たちによる集団的实践としての「名誉」獲得（構築）、地元での世論や競争関係のなかでの「名誉」など、今後つぶさに検討する余地が十分にあると考える。また、本稿でも少し紹介したように、「祖国」のために従軍した経験をもつ議員は一定数存在した。彼らがいかなる動機で従軍したのか、その戦争経験はどのようなものであったのか、そうした従軍議員は社会においてどのように受け止められていたのか、そこにはいかなる「名誉」が見出されていたのかなど、議員による従軍もまた、レジオン・ドヌールとも重なりながら、独自の検討材料となろう。今後は、こうした切り口を通じて、拙著で明らかにした「議会政治の空間」において名誉がいかなるものであったかを考えていきたい。

(明治大学専任講師)